

# 算定基礎届の提出について

本年も、算定基礎届を提出していただく時期となりました。

算定基礎届とは被保険者が実際に受ける報酬と、既に決定されている「標準報酬月額」がかけはなれないように毎年1回原則として7月1日現在の被保険者全員(6月1日以降資格取得者は除外)について、4月・5月・6月に受けた報酬の届出を行い、その年の9月以降の標準報酬月額を決定します。この決定を「定時決定」といい、そのために保険者(年金事務所・健康保険組合)に提出する届書を「算定基礎届」といいます。

## 算定基礎届提出方法

★**健保組合からは送付いたしません。**

健保組合からは、算定基礎届の用紙及びCDはご送付いたしません。

年金事務所より送付された用紙等をご利用下さい。

※年金事務所より、用紙等が届かない場合には当健保組合にご連絡下さい。

「算定基礎届」は専用様式の書面による届出と、電子媒体(CD)による届出と2通りの方法があります。

健康保険提出用・厚生年金提出用を、それぞれ1部ずつ作成して下さい。

### 1. 電子媒体(CD)でお届けの場合

社会保険届書作成プログラムの「健康保険組合情報登録」が未登録の場合は、必ずご登録の上、作成して下さい。

登録方法はホームページを参照 (<http://www.itkenpo.jp>) 下さい。

なお、ご不明の場合は健保組合にお問い合わせ下さい。

- ① 算定基礎届総括表……… 厚生年金用のコピー
- ② 磁気媒体届書総括票…… 作成(代表者印を押印)
- ③ CD …………… 作成
- ④ 総括表附表…………… 厚生年金用のコピー

### 2. 用紙でのお届けの場合

厚生年金用の書類を作成後、健保用にすべてコピーし(押印前)、代表者印を直接押印してください。

- ① 算定基礎届総括表……… 厚生年金用のコピー
- ② 算定基礎届…………… 厚生年金用のコピー(代表者印を押印)
- ③ 総括表附表…………… 厚生年金用のコピー(代表者印を押印)

## ご提出期限

平成28年7月8日(金)当健保組合必着にてお願いいたします。

## 届出対象者

7月1日現在、在籍する全被保険者です。

ただし、次に該当する人は「定時決定」の対象外となりますので、「算定基礎届」の提出は必要ありません。

- ・本年6月1日以降に被保険者となった人
- ・7月または8月に被保険者資格を喪失する人
- ・7月・8月・9月いずれかの月から随時改定が行われることが確定している人  
(「算定基礎届総括表」の該当欄に氏名等記入)

## 備考欄に記載のお願い

★**従前と改定後に2等級以上の差がある場合**

### 【固定的賃金の変動がない場合】

・月額変更に該当しません。非固定的賃金(残業等)のみが変動した方につきましては必ず「算定基礎届」の備考欄に「**固定給の変動なし**」とご記入ください。

⑦ 被保険者整理番号	⑧ 被保険者氏名	⑨ 生年月日	⑩ 種別	⑪ 従前の標準報酬月額	⑫ 従前の改定月・原因
報酬月額				⑬ 支払基礎日数17以上の月の報酬月額の総計	⑭ 適用年月
⑮ 算定基礎月の報酬支払基礎日数	⑯ 通貨によるものの額	⑰ 現物によるものの額	⑱ 合計	⑲ 平均額	⑳ 修正平均額
21	健保太郎	昭50. 11. 9	1	健 260 千円	厚 260 千円
4月31日	291,400 円	0 円	291,400 円	883,300 円	28年9月
5月30日	289,700 円	0 円	289,700 円	294,433 円	
6月31日	302,200 円	0 円	302,200 円	健 300 千円	厚 300 千円

必ずご記入下さい

### 【固定的賃金の変動がある場合】

・「月額変更届」ご提出の際は、備考欄の**昇(降)給差・昇(降)給年月**をご記入下さい。

⑦ 被保険者整理番号	⑧ 被保険者氏名	⑨ 生年月日	⑩ 種別	⑪ 従前の標準報酬月額	⑫ 従前の改定月・原因
報酬月額				⑬ 支払基礎日数17以上の月の報酬月額の総計	⑭ 適用年月
⑮ 算定基礎月の報酬支払基礎日数	⑯ 通貨によるものの額	⑰ 現物によるものの額	⑱ 合計	⑲ 平均額	⑳ 修正平均額
21	健保太郎	昭50. 11. 9	1	健 260 千円	厚 260 千円
4月31日	291,400 円	0 円	291,400 円	883,300 円	28年9月
5月30日	289,700 円	0 円	289,700 円	294,433 円	
6月31日	302,200 円	0 円	302,200 円	健 300 千円	厚 300 千円

必ずご記入下さい

その他の事例につきましては、当健保組合のホームページを参照下さい。

(TOPページ→新着情報→「算定基礎届に関するご案内」)

### 【月額変更届提出対象場合】

- ・下記の表をご参照の上、月額変更該当・不該当をご確認ください。
- ・月額変更に該当する方につきましては、別途、「**月額変更届**」をご提出下さい。
- ※7月月額変更該当者についても月額変更届をご提出下さい。
- ※8月または9月に月額変更される方は「算定基礎届総括表」に被保険者証番号・氏名をご記入下さい。

また、昨年(平成27年)8月以降未提出の月額変更届がございましたら、併せてご提出下さい。

【参照1】ケース別固定的賃金の変動と月額変更届出(支払基礎日数の要件を満たしている場合)

報酬	固定的賃金	↑	↑	↑	↓	↓	↓
報酬	非固定的賃金	↑	↓	↓	↓	↑	↑
3ヶ月の報酬の平均額(2等級以上の差)		↑	↑	↓	↓	↓	↑
月額変更(随時改定)		○	○	×	○	○	×

※当健保組合にて確認・点検後、賃金台帳・出勤簿等ご提出いただく場合がございますので、よろしくごお願いいたします。